

目 次

告 示	ページ
11 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、平成 26 年 7 月 22 日から実施した。

平成 26 年 8 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「	太陽信用組合	豊栄支店	」
「	五泉信用組合	新津支店	」

を

「	さくらの街信用組合	豊栄支店	」
「	〃	新津支店	」

に改め、同表五泉市事務所の項中

「	五泉信用組合	本店	五泉信用組合	村松支店	」
「	〃	本町支店			」

を

「	さくらの街信用組合	五泉支店	さくらの街信用組合	村松支店	」
「	〃	本町支店			」

に改め、同表阿賀野市事務所の項中

「	太陽信用組合	本店	太陽信用組合	安田支店	」
「	〃	笹神支店			」

を

「	さくらの街信用組合	本店	さくらの街信用組合	安田支店	」
「	〃	笹神支店			」

に改める。